

時事新報

第三千六百六十八號
明治廿六年五月廿八日 日曜日
舊曆癸巳四月十三日 (乙丑)
日出版四時四十分
月出版四時四十分
年出版四時四十分
電話 午後四時四十分
西曆一千八百九十三年

軍艦千嶋遭難者弔慰義金の始末

千嶋遭難の急報あるや本社には遭難者弔慰の爲め廣く義金を募集し總計金千六百四十八圓十六錢を得て之を日本海軍統帥部へ送り同會の募集したる義金を合せ遺族者弔慰の取計に依願せしに今度同會は之を海軍大臣に送付して分配方を依頼し其願末を通知し來りたれば左に掲げて義捐者諸君に報告す

拜啓帝國軍艦千嶋遭難者弔慰義金募集の義に付ては先般來一方御盡力被成下奉鳴謝候以御蔭總計金五千餘圓總集相成候に付遭難者弔慰方別紙甲號寫之通り海軍大臣へ出願候別紙乙號之通り回答被申越候就ては右の要領貴社新聞紙へ御掲載被下該件の始末各義捐者へ御通示相成候様致度別紙二通相添御挨拶傍此段得貴意候也

明治二十六年五月十九日 日本海員救濟會 時事新報社御中

(甲號)

昨年十一月三十日帝國軍艦千嶋遭難より回航の途中伊豫國堀江沖に於て英國汽船ラヂエナ號と衝突し同船沈没乗組員九十餘名溺死の凶報あるや朝野共に其不幸を悼まざるなく殊に本會の如き常に此海國に有用なる海員の養成準備に微力を致し海國の志氣を興せんを期する者には一層痛悼の情禁じ難く依て當時本會は日本郵船會社大坂商會社東京海上保險株式會社及三菱社の同志を謀り右遭難者弔慰の爲め義捐金募集の事をして候引續日報社日本新聞社朝野新聞社自由新聞社新聞社新民新聞社商況社日就社東京朝日新聞社中央新聞社三益社社輸入自由新聞社々々新聞社朝野新聞社の各新聞社に於て共此事を贊成して發起に加以り弔慰金募集の廣告及義捐者の姓名金額の掲載方を無料に引受け廣く有志者の義捐金を募集致し候其集金三千七百七十四圓四十九錢一厘に相成此内各地方新聞廣告料等金二百四十四圓四十一錢八厘を差引金三千五百二十六圓七錢三厘外時事新聞社募集の分金千六百四十八圓十六錢積算貿易新聞社募集の分金千八百九十三圓三十一錢八厘別冊の通差出候に付御手取の至に御坐候得共各義捐者の衷情御察の上遭難者弔慰の方計可然御取計被成下度別冊義捐者姓名及勸定書相添此段奉願上候也

明治廿六年五月十五日 日本海員救濟會 男爵赤松則良

海軍大臣伯耆西郷從道 (別冊略ス)

男爵赤松則良

海軍大臣伯耆西郷從道

(乙號)

昨年十一月帝國軍艦千嶋遭難より回航の途中伊豫國堀江沖に於て英船ラヂエナ號と衝突せられ同船沈没乗組員九十餘名溺死するの凶報に際して朝野共に其不幸を悼み全國の有志者より種々義捐金を募集し以て愛憐の意を表せられ平生海員の養成を目的とし海國の志氣を興せられ日本郵船會社大坂商會社東京海上保險會社及三菱社の有志諸君と相謀り遭難者弔慰の爲め義捐金を募集し總計金千六百四十八圓十六錢を得て之を日本海軍統帥部へ送り同會の募集したる義金を合せ遺族者弔慰の取計に依願せしに今度同會は之を海軍大臣に送付して分配方を依頼し其願末を通知し來りたれば左に掲げて義捐者諸君に報告す

明治廿六年五月十五日 日本海員救濟會 男爵赤松則良

海軍大臣伯耆西郷從道

(別冊略ス)

男爵赤松則良

海軍大臣伯耆西郷從道

(乙號)

昨年十一月帝國軍艦千嶋遭難より回航の途中伊豫國堀江沖に於て英船ラヂエナ號と衝突せられ同船沈没乗組員九十餘名溺死するの凶報に際して朝野共に其不幸を悼み全國の有志者より種々義捐金を募集し以て愛憐の意を表せられ平生海員

も忘れざる所なれども其力を擴張するに自から方法順序なきを得ず我海軍が其創立以來幾多の年月を閉して漸く今日の發達を爲したる事實を見れば今後其を擴張して充分の域に達するに亦自から多少の年月を費さざる可らず而して目下の實際如何を問ふに數を以て計れば軍艦三十餘隻(其中戰艦の用に供す可きものは廿餘隻なりと云ふ)噸數五萬餘噸に過ぎず誠に僅々たるものにして若しも船艦の數より云へば一の汽船會社にも及ばざるものと云ふ可し現に日本郵船會社の如き六十餘隻の船隻を所有すれども今の世界に於ける汽船會社の中には左まで大なるもの非ざると云へば今の日本の海軍は一小會社の事と見ても可なる程のものなれども其規模に至りては儼然たる歐洲の海軍國と同様の觀を呈し將官の數と云ひ鎮守府の設置と云ひ其他百餘の組織、僅々三十何隻の軍艦を取扱ふ爲めには事過大なりと云はざるを得ず或は海軍の事務は會社の營業に異なり軍艦には兵器機械の設けもあり又戰艦の用意も必要にして汽船會社が商賣の目的を以て單に運送の用に辨するもの比に非ざれば其事務の如きも同日に論ず可らざるものある可し我輩も素より其然るを認むるものなれども試に僅々卅餘隻の軍艦を維持運用して其用を爲さしむるに果して今の海軍の如き規模組織を要す可きや否や將た其規模組織は國家理財の點に於て果して當を得たるものなるや否やを觀察するときは之を西洋諸國の例に徴するも又ふれを我國情の實際に照すも我輩は適當の割合を算出するに苦しむものなり國家事業として海軍を擴張せんとするには軍艦も製造せざる可らず士官も養成せざる可らず何れも急の急なれども其事たるや直に着手して直に實を見ることが非ず多量の歳月を要するものなるに未だ實際の實を見ざる其内より豫め後來の計畫を算して規模組織を大にするは喻へば會社の事業未だ盛ならざるに只將來の繁昌を卜して大に株金を募集し大に役員を任用するものに異ならず智者の事と云ふ可らず左れば今日に於ては現在の事務に相應して其規模を小にし其擴張進歩に隨て次第に之を大にするより適當の計畫にして今回の改革に就ては或は其邊の決斷もあるものと云ふも竊に期したるに實際に其然るを見ざるは我輩の遺憾と爲る所なり

○電話事業に就て 去る二十三年の末政府が電話事業を東京市内に創めたる時は暗に加入を勧誘する位の勢なりしも今は東京横濱大坂神戸の各市に此の業を擴めて之を利用するもの續々増加し現に東京の加入者は千六百六十一名にして未だ機械の据付をなさざる申込人は五百四十八名なりと云へどもは表面の話にして實際加盟を希望するものと既に交換局より機械据付の承諾を得たるものとを合して算すれば千五百六十九名に上るべしといふ而して二十六年度の豫算に於て當局者の電話事業に要する諸經費を見積りたる時の標準たりし新設箇數は七八百の間なりしも議會の通信費を削減せし結果として新設箇數の豫算中百數十箇は減少せざるべからず實に事業は豫算に倍加する速力を以て進まんとする他の爲めに經費の支出を抑制せられて空しく其發達を引止めざるべからずと雖も斯る事相は獨り本年のみに限らざるべければ何れ相

當の方案を設けざるべからずしも政府一手の事業として之を考ふれば他の擴張のみを謀る事能は廿七年度に於ける電話額を凡そ半減して豫算の從て其筋にては此の事業事として先づ師團所在のどの内議もある位なりと

○なぐさ 小錦と大戸平 兩力士を合せ以來各地に於て昨年の五月場所に錦が勝再び勝を得、一回の勝越地方に於て本年の一月場所彌生館と横濱及水交社王子に於て大戸の勝ち夫院に與行し此の時小錦赴きたれば兩勇勝ちを得五分の勝負たりされは角鯨人當人より雙方を打たせて氣遣ひ居れるる東京はれろか近縣の好んど力瘤を腕に拵へるな

の賭を爲し居る者も少な賭けたる連中は同人が微勸せずと聞て内々心配す

●年寄八角の喜 相撲師匠の梅ヶ谷を頭に戴き脇に席を占め西の方へ廻海、大連、一ノ矢等に西の大關に進むと共に東西入本意を達して年寄仲間には社會に名望ありし同人の

され今猶在役中なるが今小結に昇進して三役に列龍の兩力士が幕の内へ上

が利けて大に喜び居れる

●本場所後の花相撲 相

海(柏戸)若藤(上段)等二

谷)高砂、尾車、八角(大

阿武ノ松(高見山)等の共

力士は西ノ海、小錦、大

天龍、谷ノ音、千年川、大

出羽ノ海、鬼ヶ谷、今泉、

鷹、本ノ戸、芳野山、大

鹿毛、の二十七名あり是

場相撲を打上げ次第横濱

の舊水交社構内に於て八

此の三四年度例と爲り土俵

移轉後庭園の都合に依り

にて興行する譯にも行か

の土俵あれと興行場とし

僅に公園一の南へ越せば

も山手の客を呼ぶには

石花相撲の興行地を探し

時事新報

海軍

海軍の改革はいよいよ發

策て世人の待設けつゝありし海軍の改革はいよいよ發見したり頃日來の官報を見れば何々官制何々條例など改正の條目頗る多く隨て將官以下の轉任等も少なくなされども我輩の所見を以てすれば其要點は語り軍政と軍令とを區別したるに在りて他の改正は總て此區別より生じたるの結果なるが如し其區別に關する利害得失の論は兎も角もとして抑も今度の改革は去る二月政府の當局者が議會に對して政府全體の改革を要約し就中海軍の事は最も着手を急にす可しと明言して乃ち海軍整理委員なるものを設け爾來意欲なく取調に従事したる其結果なる可し從來海軍に對して世間に反對の物論少なからざる其次第を聞くに自から種々の原因ある中にも其都内に一種いふ可らざる情實を備はして隨て經濟上の始末にも自から不信用の慶ありと云ふが如きは攻撃反對の集點にして海軍本來の規模組織如何に至りては假令は表面に云々するも内實は第一の問題たるが如し左れば今度の結果は果して其物論の原因を掃除して他を満足せしむるの效能ありや否や自から是れ他人の意志に存するものと云へば之を擲き爰に我輩の所見を述べんに抑も今の海軍の組織に於て局外者の眼にも不相應に見ゆる所のものは其事務に割合ひして規模の大に過ぐるに在るが如し海軍の役目は陸軍と共に國防の用を爲すものにして決して等閑に付す可らざるは無論の擴張の急務なるは我輩の宿論として一日

伯耆西郷從道

男爵赤松則良

海員救濟會々長

弔慰金分配方法

一、救濟會より送付の金額は遭難者の遺族へ平等に分配する事

但佛人フランシエーエノ一氏より送付の金五十圓は特に指定せる所に從ひ准士官以下の遺族に贈與すべし

二、遭難者の遺族は同姓の家族に限る事

但妻子、父、母、兄弟、姉妹と順を追ふて交付する事

三、各遺族へ交付するには其居住地の郡區長を經由して交付する事

四、各遺族より送付の領收證は本省に於て保管する事

五、分配に要する爲替料及新聞廣告料等は海軍將校及相當官の儲金に係る積立金中より仕拂ふ可し

六、分配期日は五月末日とす但分配済新聞紙を以て廣告すべし

伯耆西郷從道

男爵赤松則良

海員救濟會々長

弔慰金分配方法

一、救濟會より送付の金額は遭難者の遺族へ平等に分配する事

但佛人フランシエーエノ一氏より送付の金五十圓は特に指定せる所に從ひ准士官以下の遺族に贈與すべし

二、遭難者の遺族は同姓の家族に限る事

但妻子、父、母、兄弟、姉妹と順を追ふて交付する事

三、各遺族へ交付するには其居住地の郡區長を經由して交付する事

四、各遺族より送付の領收證は本省に於て保管する事